

さいたま市立南浦和保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	さいたま市
所 在 地	さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号
電 話 番 号	048-829-1867
代 表 者 氏 名	さいたま市長 清水 勇人

2 施設の目的及び保育方針

施 設 の 目 的	子どもたちが健康で、意欲的な活動を通し、よりすこやかに成長することを願いその福祉を増進することを目的としています。
保 育 方 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの子供を大切にしたい保育を実践し、人とのかわりの中で、社会性や人に対する愛情、信頼感を育てます。</li> <li>自分で考え行動できる思考力や創造性など豊かな感性を育てます。</li> <li>毎日の生活の中で、遊び、排泄、睡眠などの様々な活動がバランスよくできるような健康な身体をつくりまします。</li> </ul>

3 提供する保育の内容

名 称	さいたま市立南浦和保育園
所 在 地	さいたま市南区根岸 2 丁目 19 番 3 号
電 話 番 号	048-861-6954
認 可 年 月 日	昭和 39 年 11 月 1 日
園 長 氏 名	荒井 真澄
職 員 数 ( 正 職 員 )	16 人
取 扱 う 保 育 事 業 の 種 類	月極保育

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	員 数	職 務 の 内 容
園 長	1 人	園運営の総括者
副 園 長	1 人	園長の補佐
保 育 士	14 人	保育業務
業 務	0 人	調理員、用務員

5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開所日	月曜日から土曜日まで	
開所時間	月曜日～金曜日	午前 7 時 30 分から午後 7 時 30 分まで
	土曜日	午前 7 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
利用時間 (標準時間)	月曜日～金曜日	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
	土曜日	午前 7 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
	時間外保育 (月～金曜日)	午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分
利用時間 (短時間)	月曜日～金曜日	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
	土曜日	午前 8 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
	時間外保育 (月～金曜日)	午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分, 午後 4 時 30 分から午後 7 時 30 分
	時間外保育 (土曜日)	午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分
休所日	日曜日・祝祭日及び 1 月 29 日から 1 月 3 日まで	

月曜日～金曜日午後6時30分以降の時間外保育利用は、満1歳以上の児童が対象

## 6 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種 類	理 由	金 額
利用者負担額	3歳未満児 3歳以上児	世帯の市民税所得割額により決定します 0円
時間外保育利用者負担額	利用時間、区分により異なります	
幼児給食費	月額5,500円（※主食費1,000円、副食費4,500円）	

## 7 小学校就学前子どもの利用定員

110人

## 8 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

保育園のしおりのとおり

## 9 緊急時等における対応方法

- (1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承ください。

## 10 非常災害対策

消 防 計 画 作 成 ( 変 更 ) 届 出 書	届出 令和元年5月20日 防火管理者 氏名 荒井 真澄
避 難 訓 練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。
防 災 設 備	自動火災報知機・ガス漏れ報知機・消火器・その他
避 難 場 所	第1避難場所・・・根岸東児童公園 第2避難場所・・・文化センター

「さいたま市内保育施設の災害時における臨時休園等のガイドライン」に基づき対応します。

また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、保育士体制が確保できない場合等には、臨時休園等を行います。

## 11 福祉サービス苦情調整制度

苦情受付担当者	佐藤 美智子	副園長
苦情解決責任者	荒井 真澄	園長
福祉サービス	吉川 洋一	元市福祉部職員
苦情調整委員	島田 壽子	元民生委員・児童委員

要望・苦情等を受け付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

## 1.2 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条及び第6条に基づき、児童虐待の早期発見等に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、研修等に職員を派遣、受講させています。

## 1.3 その他保育施設の運営に関する重要事項

保育園のしおりのとおり